介護保険料は大切な財源です

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。40歳以上の人が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度からは第9期の新しい金額となりました。

介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険の財源

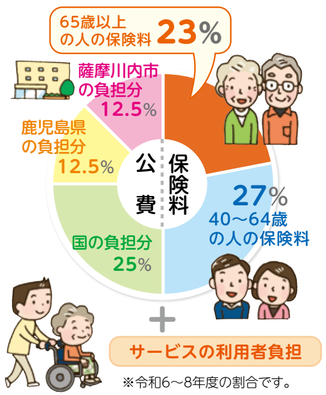

※令和6～8年度の割合です。

介護保険料の決まり方

みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、所得に応じて段階的に決まります。

基準額は市区町村ごとに異なります

市区町村によって、必要な介護保険のサービス量や65歳以上の人数は違いますので、それにともない基準額も異なっています。

保険料の「基準額」の決まり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて、段階的に設定されています（保険料段階は中面をご覧ください）。

基準額（年額） ＝ 薩摩川内市で介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担分（23%） ÷ 薩摩川内市の65歳以上の人数

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例
- 10月1日生まれ → 9月分から
- 10月2日生まれ → 10月分から

65歳になる年度の保険料について

64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月（65歳）	11月	12月	1月	2月	3月
4月～9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から納めます。						10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。					

介護保険料を納めないでいると

災害など特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

! これらの措置を受けても、保険料を納める義務はなくなりません。

納付が難しいときはお早めにご相談ください！

災害など特別な事情があると認められたときには、保険料の減免等を受けられる場合がありますので、担当窓口までご相談ください。

介護保険料 Q&A

Q 介護保険のサービスを利用していなくても、保険料を納めるのですか？

A 介護保険は支え合いの制度です。介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、原則として40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。

Q 保険料は、どのようにして納めるのですか？

A 介護保険の保険料の納め方は、原則として年金から納めることになっています（くわしくは中面をご覧ください）。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

UD FONT by MORISAWA 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE OIL INK

禁無断転載©東京法規出版 1758080

65歳以上のみなさんへ

令和6～8年度

介護保険料のしおり

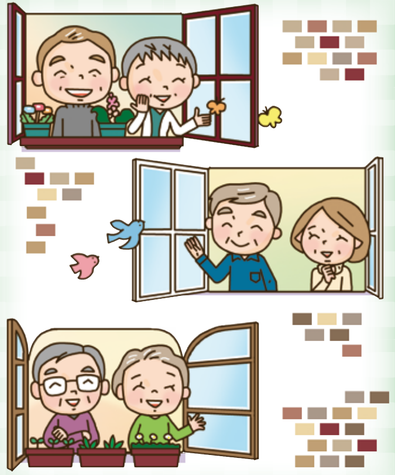

薩摩川内市 高齢・介護福祉課
☎0996-23-5111

介護保険料の納め方は年金額などで異なります

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。

年金が 年額18万円以上 の人 ▶ 年金 から差し引かれます（特別徴収）

老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金の定期支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

前年度から継続して年金から差し引かれている人は、前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年間保険料額から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。

仮徴収			本徴収		
4月（第1期）	6月（第2期）	8月（第3期）	10月（第4期）	12月（第5期）	2月（第6期）

年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合　など

年金が 年額18万円未満 の人 ▶ 納付書や口座振替 で納めます（普通徴収）

薩摩川内市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

●納付期限

本徴収					
7月（第1期）	8月（第2期）	10月（第3期）	11月（第4期）	1月（第5期）	2月（第6期）

保険料納付は **口座振替が便利です**

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

これらを持って薩摩川内市指定の金融機関で手続きしてください

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などには、納付書または口座不能通知書で納めることになります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

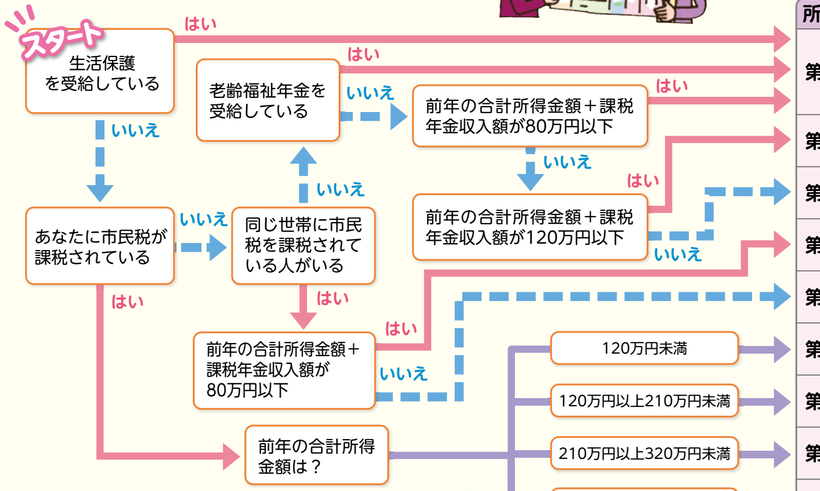

老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

課税年金収入額
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

市区町村ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階的に決められます

●薩摩川内市所得段階区分（令和6～8年度）

所得段階	区分	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下	0.285	20,860円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	●合計所得金額+課税年金収入額が80万円超、120万円以下	0.485	35,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税	●合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.685	50,140円
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されている	●合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.9	65,880円
第5段階	本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されている	●合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	1.0	73,200円
第6段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が120万円未満	1.2	87,840円
第7段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が120万円以上、210万円未満	1.3	95,160円
第8段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が210万円以上、320万円未満	1.5	109,800円
第9段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が320万円以上、420万円未満	1.7	124,440円
第10段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が420万円以上、520万円未満	1.9	139,080円
第11段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が520万円以上、620万円未満	2.1	153,720円
第12段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が620万円以上、720万円未満	2.3	168,360円
第13段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が720万円以上	2.4	175,680円